

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">第 6 章 通関</p> <p style="text-align: center;">第 3 節 一般輸入通関</p> <p>（貨物を輸入しようとする者の意義）</p> <p>67-3-3 の 2 令第 59 条第 1 項第 1 号に規定する「貨物を輸入しようとする者」の意義については、次による。</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 上記(1)以外の場合には、輸入申告の時点において、国内引取り後の輸入貨物の処分の権限を有する者をいい、その者以外に輸入の目的たる行為を行う者がある場合にはその者を含むものとする。この場合において、輸入の目的たる行為を行う者とは、例えば、次に掲げる者が該当する。</p> <p>イ （省略）</p> <p>ロ <u>委託販売のために輸入される貨物については、当該貨物の販売の委託を受けて自己（受託者）の名義をもって販売する者</u></p> <p>ハ・ニ （省略）</p> <p>なお、当該「貨物を輸入しようとする者」は、法第 6 条の規定に基づき、当該貨物に係る関税を納付する義務を負うことになるので留意する。</p> <p style="text-align: center;">第 9 章 雑則</p> <p>（税関事務管理人の届出手続）</p> <p>95-2 法第 95 条第 2 項の規定による届出の手續は、次による。</p> <p>(1) 税関事務管理人の届出は、「税関事務管理人届出書（消費税等納税管理人届出書兼用）」（C-7500）2 通（原本、交付用）を法第 95 条第 1 項に規定する税関関係手續等（以下「税関関係手續等」という。）を行う<u>税関</u>に提出することにより行わせ、うち 1 通（交付用）に受理印（C-5000）を押印して届出者に交付する。なお、申告者等と税関事務管理人との間に税関関係手續等の処理に係る委任契約その他の契</p> | <p style="text-align: center;">第 6 章 通関</p> <p style="text-align: center;">第 3 節 一般輸入通関</p> <p>（貨物を輸入しようとする者の意義）</p> <p>67-3-3 の 2 （同左）</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) （同左）</p> <p>イ （同左）</p> <p>ロ <u>委託販売のために輸入される貨物については、当該貨物の販売の委託を受けて販売する者</u></p> <p>ハ・ニ （同左）</p> <p>（同左）</p> <p style="text-align: center;">第 9 章 雑則</p> <p>（税関事務管理人の届出手続）</p> <p>95-2 （同左）</p> <p>(1) 税関事務管理人の届出は、「税関事務管理人届出書（消費税等納税管理人届出書兼用）」（C-7500）2 通（原本、交付用）を法第 95 条第 1 項に規定する税関関係手續等（以下「税関関係手續等」という。）を行う<u>税関官署</u>に提出することにより行わせ、うち 1 通（交付用）に受理印（C-5000）を押印して届出者に交付する。なお、申告者等と税関事務管理人との間に税関関係手續等の処理に係る委任契約その他</p> |

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>約がある場合には、令第84条第2項の規定に基づき添付される当該契約の内容を明らかにする書類により当該内容を確認するものとする。</p> <p>この場合において、<u>同一の届出書を提出すべき税関が二以上あるときは、それらの税関長名を届出書の宛先に列記し、それらの税関のうちのいずれかに提出することができるものとする。</u></p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 税関事務管理人の解任の届出は、「税関事務管理人解任届出書（消費税等納税管理人解任届出書兼用）」（C-7510）2通（原本、交付用）を上記(1)の規定により届出書を提出した税関官署に提出することにより行わせ、うち1通（交付用）に受理印（C-5000）を押印して届出者に交付する。</p> <p><u>この場合において、申告者等が、二以上の税関に対して一の届出書により上記(1)の届出をした税関事務管理人について、二以上の税関に対して同一の解任届出書を提出するときは、それらの税関長名を解任届出書の宛先に列記し、上記(1)の届出書を提出した税関官署に当該解任届出書を提出することができるものとする。</u></p> <p><u>なお、申告者等が、二以上の税関に対して一の届出書により上記(1)の届出をした税関事務管理人について、上記(1)の届出をした税関以外の税関のみに対して解任の届出をする場合には、解任届出書はその解任に係る税関に提出させるものとする。</u></p> <p><u>(4) 届出者の利便性等を考慮し、上記(1)の届出書又は(3)の解任届出書を、その提出すべき税関の署所の窓口担当部門に提出することを妨げない。</u></p> | <p>の契約がある場合には、令第84条第2項の規定に基づき添付される当該契約の内容を明らかにする書類により当該内容を確認するものとする。</p> <p>この場合において、<u>当該届出書を提出すべき税関官署が二以上あるときは、いずれか一の税関官署に提出させるものとする。</u></p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) 税関事務管理人の解任の届出は、「税関事務管理人解任届出書（消費税等納税管理人解任届出書兼用）」（C-7510）2通（原本、交付用）を上記(1)の規定により届出書を提出した税関官署に提出することにより行わせ、うち1通（交付用）に受理印（C-5000）を押印して届出者に交付する。</p> <p>(新設)</p> |